

富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業実施要綱

令和4年4月1日
富士市環境部環境総務課

(趣旨)

第1条 富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業を実施するものに対する保全措置負担金の納付手続き等について、富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業実施要綱（令和4年告示第58号）（以下「要綱」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保全措置負担金の納付)

第2条 要綱第5条第1項に定める市長が指定する期日までとは、保全措置負担事業に関する承諾通知書の日から、原則として30日以内とする。

(市が誘致した重度開発)

第3条 要綱第5条第2項に定める市が誘致した重度開発とは、市が誘致すると市長が判断した事業とする。

- 2 前項の適用を受けようとする事業者は、市担当課を明記の上、事業内容が分かる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の判断にあたり、富士市環境政策推進委員会及び富士市環境審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、前項の意見を参考に、これを審査し、誘致事業に該当すると判断した場合は、当該事業者が負担すべき保全措置負担金の額を無償にすることができる。
- 5 前項の場合には、市は当該事業における保全措置負担金の額として、必要な規模の保全措置として植林すべき面積に1平方メートル当たり700円を乗じて得た額を環境総務課が予算計上するものとする。

(その他市長が認める重度開発)

第4条 要綱第5条第2項に定めるその他市長が認める重度開発とは、市が保全措置負担金を負担し実施すると市長が判断した事業とする。

- 2 前項に関する手続きについては、第3条に準じ、別に定めるものとする。

(保全措置負担金の還付)

第5条 要綱第7条に定める「市長が取消しを認めたとき」とは、対象森林を伐採する前において、市と協議した結果、還付すると認めたときとする。

(事業内容の変更)

第6条 要綱第3条に定める保全措置負担事業に関する申請書の内容に変更が生じた場合は、保全措置負担事業に関する変更届出書(第1号様式)により市に通知しなければならない。

(事業内容の変更処理)

第7条 市長は、前条の規定により届出書が提出された場合は、必要に応じて負担金の追加徴収、還付等の手続きを行わなければならない。

附 則

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

保全措置負担事業に関する変更届出書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる
事務所の所在地）

届出者 氏 名（法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで提出した保全措置負担事業に関する変更届出書について
変更が生じたため、富士市富士・愛鷹山麓地域保全措置負担事業実施要領第6条の規定に
より次のとおり届け出ます。

変更する事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 事業主の氏名及び住所		
<input type="checkbox"/> 土地所有者等の氏名及び住所		
<input type="checkbox"/> 重度開発を行う場所		
<input type="checkbox"/> 重度開発を行う面積		
<input type="checkbox"/> 重度開発を行う場所における森林の樹種		
<input type="checkbox"/> 必要な規模の保全措置として植林すべき面積		
<input type="checkbox"/> その他		

（注）該当する□には、レ印を記入すること。